

1989年

10 October
月号

No.406

大報

おおす

市民のうごき

平成元年 8月31日現在

人口	39,811人	(△2)
男	19,031人	(+14)
女	20,780人	(△16)
世帯数	12,956世帯	(±0)
面積	240.93平方キロメートル	

— Since 1956 —

平成元年10月1日発行 発行 大洲市役所 編集 市長公室 〒795 大洲市大洲690-1 ☎24-2111



ふるさと再発見 ⑨

〈柳沢〉



長老淵公園

今月号の主な内容

- 福祉バスが
運行開始…P 2
- 藤樹まつり……P 3
- 知っていますか？
手当制度……P 4
- 特別弔慰金を
支給……P 5
- 奥さん訪問 ……P 8
- カメラスケッチ
………P 9

雄の竜を思ふ雌の一念が巨岩を貫いた……
柳沢の長老淵には、そんな伝説が残っています。
新谷から約五キロ、矢落川のせせらぎに耳を
澄ませながら上流へ上って行くと、もう一つの
水音に出会います。そこが、矢落川と本郷川と
の合流地点にあたる竜神淵。かつて、雌の竜が
住んでいたと言われている淵です。
竜神淵を右手に臨む小道を本郷川沿いに進ん
で行くと、そこはミニ渓谷。夏場でも、ひんやり
とした空気が身を包みます。小道は、本郷川
を右に左にしながら、また、道幅を微妙に変え
ながら長老淵へと続いています。
渓谷の終点にある長老淵は、雄の竜が住んで
いたと言われるところ。雄の竜会いたさに雌の
竜が突き破ったと伝えられるように、大きな岩
が二つに割れたような形で突っ立っており、そ
の奥に激しい水音をたてながら、滝が流れ落ち
ています。目をそっと閉じ、滝の音にじっと耳
を澄ませていると、伝説の竜がふっと首をもた
げ出そうな、そんな感覚に襲われます。
柳沢産業観光開発委員会（竹田伝会長）を中
心にした地元住民の作業で、この六月には、案内
板や遊歩道の整備も完了しました。地元では、
長老淵の今後の開発に、大きな夢をふくらませ
ています。

平野・蔵川 上須戒

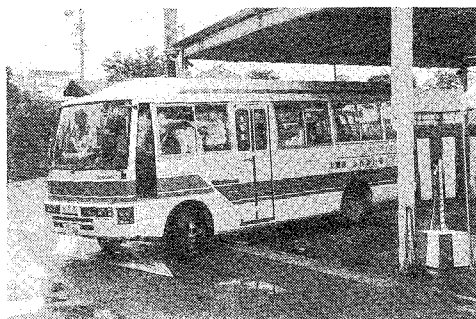
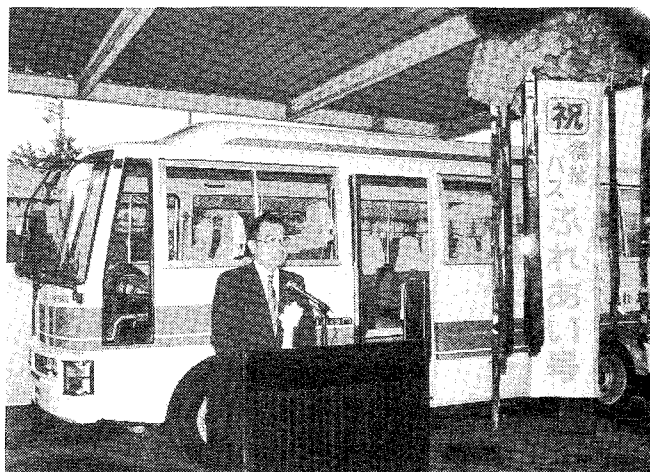
地域に新しい足

福祉バスが

運行開始

路線バスが廃止となり、高齢者などの交通の便の確保に苦慮していた山間地を無料で運行する「福祉バス」が、九月一日、老人福祉センターを発車しました。

このバスは、お年寄りの交通の便宜を図るとともに、老人福祉センターの利用の拡大をはかり、各種老人クラブ活動、健康づくりの推進をめざして運行するものです。



蔵川地区では、昭和六十一年十二月にJRバスが、上須戒・平野（本谷）地区では、昭和六十三年八月に伊予鉄バスの運行が廃止になり、地元では、お年寄りらの交通の便の確保に苦慮して来ました。このため市でも、昭和六十一年十月から路線バス検討委員会を設けてこの問題についての対策協議を重ね、今回の福祉バスの運行を決定したものです。

「ふれあい号」と名付けられたこのバスは、乗車定員二十八人。前面に、上須戒行・平野（本谷）行・蔵川行と表示されるしくみになっています。

運行スケジュールとしては、上須戒と平野（本谷）地区が毎週月水曜日、蔵川地区が毎週火、木曜日の朝・夕二便ずつが予定されて

おり、老人福祉センターと対象地区の間を運行します。

利用対象者は、対象三地区のお年寄り七百三十四人で、定員外の乗車は認めていません。

九月一日には、老人福祉センターで運行記念式典が開催され、関係者ら約四十人が参加。交通安全を祈る神事の後、梶田市長が「対象地域のお年寄りには、大変不便をおかけしました。これからは、このバスを存分にご利用ください」とあいさつしました。これに対して、対象地区住民を代表し、上須戒公民館の上田喜重館長が謝辞を述べ、関係者らの手で記念のくす玉が割られました。

その後、運転手二人に花束が贈呈され、福祉バス第一便は、小雨の降る中間係者の拍手に見送られて、老人福祉センターを後にしました。

申告書・届出書の 提出はお早めに

消費税の確定申告書、各種届出書の提出期限は次のようになっていますので、お忘れなく、できるだけ早めに提出してください。

- 4月～7月決算法人の申告・納付期限……………10月2日
- 簡易課税制度選択届出書及び課税事業者選択届出書（平成元年分の個人事業者及び8～3月決算法人を含む）……………10月2日
- 課税事業者届出書……………速やかに
- 課税売上割合に準ずる割合の承認……………申告期限

国民年金は六十五歳になるまで加入できます

老齢基礎年金を受けるためには、二十五年以上保険料を納めなければなりません。また四十年間保険料を納めると、満額の六十二万七千二百円の年金が受けられます。国民年金は、六十歳になるまでは強制加入ですが、希望をすれば六十五歳になるまで加入することができます。この加入によって、年金が受けられるようになったり、満額の年金を受給することができ

ます。加入は、申し出た月からですので、手続きが遅れると、それだけ加入の期間が短くなります。手続きは、市民課国民年金係（☎242111内線256）で行っています。心あたりの方は早めに申し出てください。

中江藤樹はどんな人？

― 藤樹まつり

9/24
～
11/12

復活後早くも三年目を迎えた藤樹まつりが、今年も、九月二十四日から十一月十二日にわたって開催されます。

八月には、全国藤樹学会研修会が当市で開催され、多くの参加者が藤樹学についての見識を深めました。藤樹まつりも、中江藤樹という人物に触れてみるよい機会です。現代に息づくその教えについて、いろいろな角度から学んでみましょう。



第20回

全国藤樹学会研修会大洲大会

8/18～8/20

藤樹学に対する理解を深め、その実践道徳の住民への啓発を目的とする“全国藤樹学会研修会”が、8月18日市役所2階大ホールで開会されました。この日会場には、全国各地から約200人の関係者が詰めかけ、修養団伊勢研究所の中山靖雄所長や日本藤樹学会の木村光徳会長の講演に聞き入りました。

研修会はこの後19、20日と続き、参加者は、中江藤樹の人物像やその教え、そしてその教育的意味などについて、様々な角度から研究協議しました。



行事案内

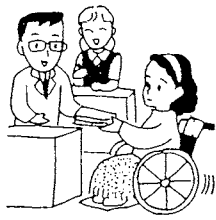
- 大洲高校藤樹祭（大洲高校、九月二十四、二十五日）
- 楽しい絵本展（図書館、十月二十七日～十一月九日）
- 菊花展（市民会館前、十月二十九日～十一月四日）
- 記念式典（城山銅像前、十月三十一日）
- 小学生鼓笛パレード（脇南・脇北市街地、十月三十一日）
- 児童生徒作品展（社教センター、十月三十一日～十一月五日）
- 小学校発表会・藤樹講演会（社教センター、十一月一日）
- 四季もよう四国写真展（博物館、十一月一日～）
- 市民文化展（中央公民館、十一月二日～四日）
- おまつり広場・市民郷土芸能祭（緑地公園、十一月三日）
- ゲートボール大会（河川敷グラウンド、十一月四日）
- 市民音楽祭（市民会館、十一月五日）
- 少年ソフトボール大会（大洲小ほか、十一月五日）
- 市民芸能発表会（市民会館、十一月十二日）

第七回おまつり村

出店のご案内

毎年多彩な催しで話題を提供している「おまつり村」が、今年も十一月三日（文化の日）に開村されます。おまつり村への出店ご希望の方は、大洲青年会議所（☎247107）までご連絡ください。





知っていますか？ 手当制度



国では、福祉事業の一環として、在宅福祉の増進を目的とした様々な手当制度を制定し、県・市町村を通じて適切な運営を行っています。

このうち、市福祉事務所が窓口となつて運営している制度には、次のようなものがあります。それぞれの制度ごとに、目的性や支給対象、支給方法などが明確に区分されています。

次の説明を読んで、「現在の状況が、いずれかの制度の対象となるのではないか」と思われる方は、福祉事務所までご相談ください。各制度についての詳しい内容をお知らせします。

福祉事務所 ☎242111 内線272・276

各制度の概要

【特別障害者手当】

(1) 受給資格

一定以上の障害を有し、日常生活において、いつも特別な介護を必要としている二十歳以上の人。

ただし、施設などに入所している人、医療機関に三カ月を越えて入院している人は除かれます。

(2) 手当額（月額）

一万九百五十円

【障害児福祉手当】

(1) 受給資格

一定以上の障害を有し、日常生活において、いつも介護を必要としている二十歳未満の児童。ただし、施設などに入所している人は除かれます。

(2) 手当額（月額）

一万七七百円

【特別児童扶養手当】

(1) 受給資格

① 受給者要件

(ア) 障害児を父又は母が監護する場合

(イ) 父母がいなく、又は父母のいずれもが障害児を監護しないため、父母以外の者が障害児を養育する場合

② 手当の対象となる児童

一定以上の障害を有し、日常生活において、いつも介護を必要としている二十歳未満の児童。

ただし、施設などに入所している児童は除かれます。

(2) 手当額（月額）

対象児童一人について

一級・四万三千三百円

二級・二万七千五百円

【児童扶養手当】

(1) 受給資格

① 受給者要件

父と生計を同じくしていない児童を監護している母、又は、母にかわつて養育している者に対して支給されます。

ただし、老齢福祉年金以外の国民年金、恩給、厚生年金などの公的年金受給者は対象になりません。

② 手当の対象となる児童

十八歳未満の児童又は、二十歳未満で一定以上の障害を有する児童で、次のいずれかに該当する者。

(イ) 父母が婚姻を解消した児童

(ロ) 父が死亡した児童

(ハ) 父が障害の状態にある児童

(ニ) 父の生死が明らかでない児童

(ホ) 父が引続き一年以上遺棄している児童

(ヘ) 父が引続き一年以上拘禁されている児童

(ト) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(チ) に該当するかどうか明らかでない児童

(2) 手当額（月額）

児童一人の場合三万四千円、児童二人の場合三万九千円、以下一人増すごとに二千円ずつ加算。

〈各手当に共通する事項〉

(1) 所得制限

前年分の本人及び扶養義務者などの所得が一定額以上の人は、支給が停止されます。

(2) 現況届

手当受給者は、毎年八月に、前年分の所得などに関する現況届を提出する義務があります。

(3) 申請手続

それぞれ申請書、診断書などの提出が必要です。

※ここに提示した手当額は、平成元年四月一日現在のものです。

ストマ用具が

医療費控除の対象に

平成元年度の税制改正により、ストマ用具の費用が税の控除対象となります。

(1) 対象者

ストマケアに係る治療を受けている人工肛門のストマ（排泄孔）又は尿器変向（更）のストマを持つ人。

(2) 手続方法

確定申告の際、次の書類を提示してください。

(ア) ストマ用具使用証明書

(イ) ストマ用具代の領収書

(3) 適用時期

昭和六十四年一月一日以降に使用したストマ用具の費用 ※証明書の用紙は福祉事務所にあります。詳しくは福祉事務所まで

☎242111 内線276

第五回特別弔慰金を支給

― 戦没者の遺族の皆さんへ ―

一、支給の目的

昭和六十年四月二日以降、公務扶助料、遺族年金などの受給権を有していた方が失権し、現に国から何らの処遇も受けていない遺族が相当数にのぼっていることを考慮し、国として弔慰の意を表すために支給されるものです。

二、支給の方法

特別弔慰金は、戦没者一人に対して、額面十八万円の記名国債で支給され、平成二年から平成七年までの六年にわたって毎年三万円ずつ償還されます。

三、支給の条件

(1) 平成元年四月一日までに弔慰金（遺族国庫債権）を受け

四、支給の対象者

特別弔慰金を受けることができるのは、主として次に記載された遺族のうち、次の順序に従って最も順位が先の人一人に限られます。

(1) 平成元年四月一日までに弔慰金（遺族国庫債権）を受け

特別弔慰金を受けることができないのは、満州事変（昭和六年九月十八日）以後の戦没者の遺族のうち、昭和六十年四月一日から平成元年三月三十一日までの間に、公務扶助料・遺族年金などを受給していた人が失権（死亡・婚姻など）した場合です。

た人

(2) 戦没者の子

(3) 戦没者と生計を共にしていた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（婚姻・養子縁組により、平成元年四月一日に氏がかわっている人は除かれます。）

(4) ③以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹⑤その他の三親等内の親族（戦没者死亡まで引き続き一年以上生計を共にしていた人に限ります。）

※ただし、第四回特別弔慰金（額面三十万円）を受給中の人が及び第四回特別弔慰金を時効失権した人は、請求しても受けることができません。

五、請求の期限

請求の期限は、平成四年六月二十七日です。期限までに請求しませんが、受給できなくなり

ますからご注意ください。

六、受付窓口

最寄りの市区町村の援護担当課が受付窓口になっています。請求用紙は受付窓口に備えてありますが、外に戸籍抄本など必要です。

なお、詳しいことは左記までご相談ください。

福祉事務所・援護係

☎2111内線275

県営住宅

松柏団地（八幡浜市松柏）

入居者募集

一、家賃など

○3DK………二万八千円

○2LDK………二万六千円

家賃の外に共益費が必要です。

二、申込受付期間

平成元年十月二日～十月六日

三、申込受付場所及び問い合わせ先

愛媛県八幡浜地方局

八幡浜土木事務所用地管理課

☎089421550

四、抽選日時

平成元年十月二十三日（月）

午後二時

五、入居予定日

平成元年十一月十日（金）

電話で無料相談

— 行政書士「110番」 —

日本行政書士会連合会では、10月2日から6日までの5日間、行政書士「110」番を開設します。これは、役所へ提出する書類の作成や許認可の手続きなどについて、電話による相談に無料でお答えするものです。

次の要領で開設しますので、お気軽にご相談ください。

◆窓 口◆

愛媛県行政書士会

☎ 0899 (46) 1444

◆開設時間◆

9:00～16:00

◆相談内容◆

○日常生活に身近な官公署に提出する書類

○権利義務及び事実証明に関する書類

（具体的には、農地転用・土地開発・風俗営業許可・告発状作成・国籍帰化などです。）

法守る心が築くよい社会

第30回「法の日」週間

10/1～10/7

10月1日は「法の日」です。日頃から法に親しみ、法を尊重し、明るい社会を築くよう心がけましょう。

皆さんの中で、人権を侵されたり裁判費用のことでお困りの方は、近くの人権擁護委員か、法務局又はその支局にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

◆大洲市の人権擁護委員◆

兵頭 典次（八多喜）☎260493

玉木 道輝（北 只）☎243794

磯崎 邦夫（大 洲）☎243773

東 定一郎（森 山）☎270025

森本 幸衛（藤 縄）☎250877

山根 義徳（市 木）☎254632

開発行為の許可制度

都市計画区域内で開発行為をしようとするときは、都市計画法によって、事前に知事（その土地が松山市、今治市、新居浜市にある場合はそれぞれの市長）の許可が必要です。

○ 開発行為とは、建築物や工作物の建設を目的で行う土地の区画形質の変更、いわゆる土地造成を行うことをいいますが、許可の必要なものは次のものです。

● 市街化区域内では、千平方メートル以上

○ 都市計画区域内で行う建築物

以上の開発行為（大洲市は該当なし）

● 市街化調整区域内では、農業・林業・漁業者の住宅及びこれらの業のための建築物など以外で、一定用途の目的に供する開発行為（大洲市は該当なし）

● 前記以外の都市計画区域内では、三千平方メートル以上の開発行為

や工作物の建設及び開発行為をする場合には、種々の制約がありますので、事前にその土地が所在する地方局建設部、土木事務所などに相談ください。

※なお、大洲市内の土地に関するご相談は左記まで。

八幡浜地方局建設部

☎245121

大洲市企画情報室

☎242111内線341

はかりは正確ですか？

計量器の定期検査を下表の日程で行います。検査には、手数料が必要ですので、当日用意をしてください。

で使用する体温計や血圧計は、一部無料で、十月二十四日保健センターで検査します。

詳しくは商工観光課まで

☎242111内線326

計量器の定期検査日程

月 日	場 所	時 間
10月16日(月)	南久米連絡所	11:00~12:00
〃	平野連絡所	13:30~14:30
10月17日(火)	上須戒連絡所	10:00~11:00
〃	八多喜連絡所	13:00~14:00
〃	三善連絡所	14:30~15:00
10月18日(水)	管田連絡所	10:00~11:30
〃	柳沢連絡所	13:30~15:00
10月19日(木)	大川連絡所	10:30~11:30
〃	蔵川中学校	13:30~14:30
10月23日(月)	新谷連絡所	11:00~15:00
10月24日(火)	保健センター	10:00~15:00
10月25日(水)	社会教育センター	9:00~12:00
〃	大洲市民会館	13:30~16:00
10月26日(木)	〃	9:30~14:00

まじゅうのおくりもの

(敬称略)



金一封 大洲 出茂 秀夫

(指定配分)

金一封(上須戒地区社協と上須戒老人会へ) 上須戒 梶本満貴雄

金一封(平野地区社協と野田鶴寿会へ) 平野町 上田 豊

金一封(南久米地区社協と市社協へ) 稲積 菊地 久

金一封(八多喜寿会と八多喜公民館へ) 八多喜町 匿名

金一封(南久米地区社協へ) 梅川 峰 竹一

(物品の口座)

パリックン(中古) 一台(家庭奉仕員訪問派遣活動及び貸出用)

若 宮 大隅 ダイ

手作りお手玉 二百個(大洲学園と大洲育成園へ)

春 賀 松田トクヨ

温かい善意をありがとうございました。感謝をこめて掲載させていただきます。

大洲市社会福祉協議会

全国スポーツレクリエーション祭協賛

カヌーツーリング駅伝大会

生涯スポーツの祭典である、第二回全国スポーツ・レクリエーション祭が、十月二十九日から四日間、松山市を主会場として、愛媛県で開催されます。

清流肱川が流れる大洲市でも、その協賛事業として、カヌーツーリング駅伝大会を開催することになりました。全国のカヌー愛好者には大洲市の素晴らしい満喫してもらおうと共に、生涯スポーツの推進を目的として開催するものです。

大会の概要は次のとおりです。

一、主催

(社)日本カヌー連盟・大洲市・大洲市教育委員会・大洲市体育協会

二、開催期日

平成元年十月三十日(月)
(開会式は十月二十九日)

三、コース及び競技方法

大川橋下流約十七キロ(五区間)を駅伝競争する。

四、参加資格

日本カヌー連盟パッチテストD級以上の者で、各都道府県カヌー協会が推薦した者。

※詳しくは教育委員会社会教育体育課まで ☎242111内線389

スポーツ・レクリエーション保険制度

を知っていますか？

スポーツの秋を迎えました。近年スポーツ熱のたかまる中で、練習・競技中における傷害が数多く発生しています。

市では、傷害の発生にそなえて次の保険に加入しています。

一、市民総合賠償補償保険

対象となる行事は、市が主催（共催を含む）する社会教育活動・スポーツ活動・社会福祉活動・社会奉仕活動などで、参加活動中に傷害を被った場合保険金が支払われます。

【保険金】

○死亡 五百万円

○入院 一万円～五万円（入

二、レクリエーション傷害保険

教育委員会が主催する各種大会などの行事に参加し、傷害を被った場合に対象となります。

【保険金】

○死亡 百五十万円

○入院日額 二千円（百八十

日を限度とする）

○通院日額 一千円（百八十

日以内で九十回を限度とする）

○後遺障害 死亡保険金の三

分の二

院日数に応じて）

○後遺障害 死亡保険金の三

%～一〇〇%（障害の程

度に応じて）

%～一〇〇%（障害の程

度に応じて）

なお、スポーツ愛好者団体によ

る練習などでの傷害については、

適用にならないのでご注意ください

い。愛好者団体の方には、スポー

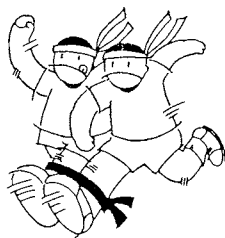
ツ安全協会傷害保険（賠償責任保

険付）への加入をお勧めします。

詳しくは、教育委員会社会教育

体育課まで。

☎242111内線389



十月十日は

市民運動会

市民運動会を今年も次の日

程で開催します。

日時：10月10日（体育の日）

午前9時開会

場所：喜多小学校運動場

※雨天の場合は、10月15日に延期します。

高齢者雇用促進月間
労働保険適用促進月間

10/1～10/31

○公共職業安定所では、雇用援護制度に基づき、事業主並びに高年齢者の皆さんの雇用に関する相談を行っています。お気軽におこしください。

○労働者を一人でも雇用している事業所は、労働保険に加入しなければなりません。まだ加入していない事業主の方は、今すぐ加入の手続きをしてください。

大洲公共職業安定所

☎243191

同和教育
シリーズ

No.130

「解放運動への歩み」 (7)

同和教育の先進地といわれる京都・和歌山には、対象地区のある学校への教師の赴任拒否事件や校区外越境通学問題などが起こっており特に長期欠席、不就学の実態を黙視できず、高知県では昭和二十三年に福祉教員制度が作られました。高知市では五人の福祉教員が、子供の教育保育のために懸命の努力を続けたのです。「きょうも机にあの子がいない」と題する実践記録から、その様子についてうかがうことができます。

「人権と同和教育」

れも大変でした。

このような状況の中で、昭和二十六年京都に「オールロマンズ事件」が発生。同和地区を劣悪な状態に放置していることが、行政の怠慢であることを指摘。行政の姿勢を基本的に改めない限り、部落差別は解消されないことが問題となりました。また同二十七年和歌山県議の差別発言事件、広島県の吉和中学校事件など、全国各地の学校現場で差別事件が相次ぎ、これらの闘いの中から、行政への要求運動が各地で取り組まれるようになりました。こうして国や地方公共団体に対して、その責任において差別を解消する施策を強く要求していく運動へと転換していききました。即ち、部落問題は単なる心かけの問題とする融和運動の観念的な同和教育を打破し、その成果もあげていきました。和歌山では昭和二十七年に総額四千四百万円の同和予算が組まれ、教育関係では不就学対策として、子ども会（夜間学校）の設置など、大衆的な闘いがあつたところで行政的施策が大きいことがわかります。

以上のような動きが全国に波及し、同和教育の全国化が図られていきました。

事務電算化・本格的にスタート

九月一日

市民の広場



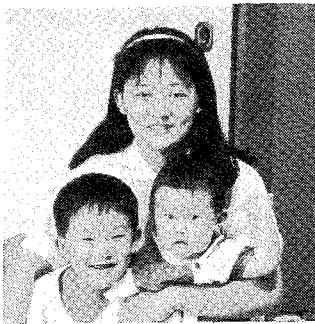
高度情報化社会に対応し、住民サービスのより一層の向上を図るために市が自己導入した電算システムの始動式が、九月一日、市役所の一階ロビーで開かれました。始動式には、関係者約五十人が参加。テープカットの後、梶田市長がスイッチを入れ、電算システムが本格的に稼働し始めました。

現在は、電算室に中央処理装置、磁気ディスク装置などが備えられ、庁内各課に十八台の端末機が配置されています。今回開始されたのは、市民課窓口での住民票発行や転入転出の住民記録の即時処理のみですが、今後は、税関係、年金、水道業務、財務会計、印鑑証明など、あわせて二十四業務についての整備を進め、平成二年度末までに完全実施の予定です。

奥さん 訪問

No.99

文化施設をもう少し増やしてほしいナ
佐伯 昌代さん（東大洲・30歳）



▼結婚して大洲へやって来たのが昭和五十九年。もう五年になりました。

▼出身は名古屋市区です。名古屋駅のすぐ近くで、大変にぎやかなところなんです。

▼あちらは、山なんてはるかかなたにやつと見えるくらいものなんです。大洲へ来てみたら山ま

た山でしょう。それに、夜が暗いので（名古屋の夜は、ネオンなどの影響でとても明るいんです）、最初は不安でしょうがありませんでした。

▼名古屋の料理は、全般的に味付が濃いです。最初は、いもたきでさえ「薄味だな」と思っていたくらいです。最近ようやくこちらの味にも慣れてきたんですが、みそやソースなどは、今でも実家から時々送ってもらっています。

▼市へのお願いなんですが、美術

館などの文化施設をもう少し増やしてもらいたいのと、小さくてもいいから子供たちの遊び場をもっと確保してもらいたいですね。

▼子供たち（典晃くんⅡ四歳Ⅱ、知哉くんⅡ九ヵ月Ⅱ）には、とにかくたくましい子に育って欲しいと思っています。

▼主人には、特にこれといった注文はありませんが、知哉がもう少し大きくなったら、海外旅行へ連れて行ってもらうかなと、今プレッシャーをかけているところです。

共同募金 10/1~12/31

思いやりは
きっと
返ってくる



今年も、十月一日から共同募金運動が始まります。みなさまのご協力をお待ちしています。

大洲市共同募金会

共同募金に

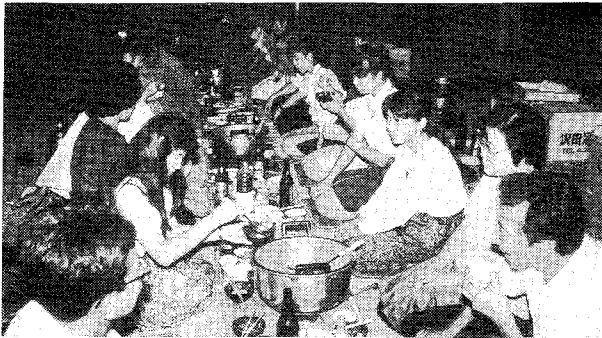
ご協力を

新刊図書案内

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| 愛媛県史（県政 人物 資料編
現代 年表・索引） 愛媛県 | 愛媛新聞社 |
| 愛媛年鑑一九八九 | 愛媛新聞社 |
| 大洲市 ゼンリンの住宅地図 | 大洲市 |
| 縄文のわざと道具 小林達雄著 | 日本出版 |
| 日本の名族八・九新人物往来社 | 日本出版 |
| 日本の世紀の読み方渡部昇一著 | 日本出版 |
| 幸福な性 松本文絵著 | 名刺の本 |
| 情報創造研究所編 | 心のウサが晴れる本斎藤茂太著 |
| 明日はわが身ボケるが勝ち | 小松 均著 |
| 素材で料理2 学習研究社 | 都会の鳥たち 唐沢孝一著 |
| 探訪日本の庭二山陰 小学館 | ひばり自伝 美空ひばり著 |
| いまどきのコトバたち亀井肇著 | 文字あそび百科 馬場雄二著 |
| 白河夜船 吉本ばなな著 | 夜鴉おきん 平岩弓枝著 |
| 惑いの季節 諸井 薫著 | 人生の親戚 大江健三郎著 |
| 遠い国からの殺人者 笹倉明著 | 引越貧乏 色川武大著 |
| 下天は夢か一三 津本 陽著 | 市塵 藤沢周平著 |
| トットの欠落帖 黒柳徹子著 | 図書館の日曜開館は、九月を |

図書館

8.24. いもたきや あゝいもたきや いもたきや



水郷大洲の秋の夜・・・河原で野趣を楽しむ「いもたき」が、8月24日オープンしました。いもたきも現在では県内各地で行われるようになりましたが、何ととっても元祖は大洲。談笑しながら囲む鍋にも、藩政時代から続く歴史の香りが漂います。名月をめでのいもたきは、10月中旬まで肱川の河原を飾ります。

8.6. いかだ流し



8月6日、大洲青年会議所主催の「いかだ流し大会」が開かれました。第6回目を迎えた今年、スタート地点の成見橋には、54艇約400人の参加者が集合。午前9時30分を機してスタートしましたが、川の増水が影響して、成見橋の橋脚に激突転覆するいかだが続出しました。幸いケガ人もなく、参加者はスリル満点の川下りを満喫しました。

道路を美しく



八月は道路を守る月間。一日には、愛媛県建設業協会喜多支部青年部会中央区の皆さんが、また、二十一日には、愛媛舗道(株)と(株)西田興産の皆さんが、それぞれ大洲徳森線沿いの草刈りや穴ぼこ補修などの奉仕作業を行いました。

カメラ ストップ

8.24. 守ろう交通ルール



8月24日、交通安全キャンペーン全国キャラバン隊が来庁。約100人の関係者が見守る中、梶田市長に総務庁長官のメッセージが手渡されました。

8月末までの
大洲市内の交通事故

	8月末現在	昨年同期
件数	141	160
負傷者	181	202
死者	4	1

場所 保健センター
時間 13時30分～14時
持参品 母子手帳、問診票のない人は印鑑
料金 無料

実施日 10月26日(木)
連絡所管内の人
10月27日(金)

経口生ポリオワクチン
小児まひ予防の経口生ポリオワクチンの投与を次の日程で実施します。免疫をつくるため、該当する乳幼児は必ず受けてください。
該当者(次の期間に生れた者)
一回目 平成元年2月1日から平成元年6月30日まで
二回目 昭和63年7月1日から平成元年1月31日まで
追加者 生後3ヵ月から48ヵ月の乳幼児で、今までに2回服用できなかった者
実施日 10月26日(木)

保健センターだより

☎243775

乳幼児

健康診断



実施日 該当者

10月3日(火) 平成元年5月生※

10月12日(木) 昭和63年3月生

10月17日(火) 平成元年2月生※

10月24日(火) 昭和63年11月生※

10月31日(火) 昭和61年9月生※

※は胎前・胎北地区のみ

受付時間 13時～13時30分

実施場所 大洲市保健センター

持参品 母子健康手帳

成人病・結核検診

実施日 場所

10月5日(木) 保健センター

10月6日(金) 市民会館

10月18日(水) 南久米連絡所

10月19日(木) 南久米連絡所

10月20日(金) 南久米連絡所
受付時間 9時30分～11時
13時～15時
検診料 無料

胃がん検診

実施日 場所

10月3日(火) 上須戒連絡所

10月5日(木) 保健センター

10月6日(金) 市民会館

10月18日(水) 蔵川(基幹集落センター)

10月30日(月) 大川連絡所

10月31日(火) 大川連絡所

受付時間 8時～10時

検診料 900円

対象者 40歳以上の方

婦人がん検診

実施日 場所

10月5日(木) 保健センター

10月6日(金) 保健センター

10月18日(水) 市民会館

10月23日(月) 三善連絡所

10月23日(月) 13時～14時

検診料 子宮がん検診700円
乳がん検診200円

対象者 30歳以上の女性

健康相談

日時 10月11日と10月25日

9時30分～12時、13時～15時

場所 市役所二階会議室

休日急患診療

10月1日(日) 肱川医院(菅田)

10月8日(日) 大洲中央病院(東大洲)

10月8日(日) 三瀬内科(八多喜)

10月8日(日) 大洲中央病院

10月10日(日) 町野医院(森山)

10月15日(火) 市立大洲病院(鉄砲町)

10月22日(日) 岡部クリニック(片原)

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 安達医院(中町)

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

10月22日(日) 大洲中央病院

相談ごと案内

いずれも無料です。気軽にご利用ください。

▶交通事故相談

とき 10月9日 10時～15時
10月20日

ところ 市役所 3階会議室

▶人権相談

とき 10月20日 13時～16時

ところ 社会福祉協議会事務局

▶法律相談

とき 10月5日 13時～16時

ところ 社会福祉協議会事務局

▶心配ごと相談

とき 10月2日、11日、25日

13時～16時

ところ 社会福祉協議会事務局

▶家庭児童相談

とき 毎日の執務時間中

ところ 大洲市福祉事務所

▶行政相談

とき 10月20日 9時～12時

ところ 市役所 3階会議室

急ぐ時は☎243974(玉木)まで

▶社会保険相談

とき 10月23日 10時～16時

ところ 大洲商工会議所

担当 松山西社会保険事務所

▶栄養士による健康相談

とき 10月26日 13時～15時

ところ 大洲市保健センター

対象 40歳以上の人

▶何でも相談

とき 毎日の執務時間中

ところ 大洲隣保館☎246100

大洲福祉会館☎250947

▶不動産無料相談

とき 10月15日 9時～16時

ところ 宅建協会大洲支部

フヂエダ花店2階、常磐町4

歯科相談(大洲保健所)

実施日 内容

10月18日(水) 成人歯科相談

10月25日(水) 乳幼児歯科相談

受付時間 13時からです。前もって電話連絡をお願いします。

☎243165

献血のお知らせ

次のように採血車が巡回しますので、ご協力をお願いします。

実施日 10月5日(木)

場所 時間

市立大洲病院 9時30分～12時

大洲郵便局 13時～14時30分

大洲記念病院 15時～16時30分

10月17日(火)

大洲市役所 9時30分～12時

株丸三産業 13時～14時30分

大洲自動車販売 15時～16時30分

里親を求める運動

家庭に恵まれない児童を自己の家庭で預かり、その温かい環境の下で、心身共に健やかに育てようというのが里親制です。

里親制についてのお問い合わせは、大洲市福祉事務所援護係まで(☎242111内線276)

今月の納税

市 県 民 税 3期

国民健康保険税 3期

納期は10月31日です